

ID: 32-2

担当部署: 建設水道課

処分の概要	継続使用の許可		
例規名 根拠条項	村田町公共物管理条例施行規則 第7条		
例規番号	平成13年規則第12号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (継続使用許可申請) 第7条 条例第4条第1号又は第5号に係る許可を受けたものが、許可期間満了後引き続き当該許可に係る使用を継続しようとするときは、期間満了の日前15日までに継続使用許可申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考	<p>【共通担当部署】 財政課 建設水道課</p>		
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日